

豊中市身元保証人確保対策事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「身元保証人確保対策事業の実施について」（令和6年4月10日こ支家第236号。以下「局長通知」という。）に基づき、身元保証人確保対策事業として、こども等の自立支援を図る観点から、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所中又は退所したこども等や、里親若しくは小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者に委託中又は委託解除後のこども等に対し、就職や賃貸住宅等の賃借、大学等へ進学する際等に施設長等が身元保証人（連帯保証人を含む。以下同じ。）となった場合の損害保険契約を社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

（実施主体等）

第2条 本事業の実施主体は、豊中市（以下「本市」という。）とする。

2 本事業の運営主体は、全社協とする。

（保証料の支払い）

第3条 この事業における保証料の支払いは、運営主体である全社協から送付される保証決定通知及び保証料請求書に基づき、実施主体である本市が支払うものとする。

（対象となるこども等）

第4条 前2条に定めるもののほか、対象となるこども等、対象となる被保証人及び保証人、保証範囲、保証料その他の身元保証人確保対策事業の実施に関し必要な事項は、局長通知に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から実施し、令和7年4月1日から適用する。